中央労働委員会
Central Labour Relations Commission,JAPAN

Press Release

令和８年11月18日
【照会先】
中央労働委員会事務局
第三部会担当審査総括室
室長　　小　川　　裕　由
（直通電話）　03-5403-2205

報道関係者　各位

ＪＸＴＧエネルギー（愛知団交拒否）不当労働行為再審査事件（令和元年(不再)第53号）命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長　石井　浩）は、令和８年11月17日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【タイトル】

～会社が雇用する組合員がいない組合からの団体交渉申入れに応じなかった会社の対応が不当労働行為に当たらないとされた事例～

【命令のポイント】

組合から団体交渉申入れがあったところ、組合には会社が雇用する組合員がいないこと、組合が示した議題の便宜供与品について、その返還に関する事項が組合の上部組織との話合いでの交渉事項となっている等の事情にあることから、会社が、組合に対し、当該議題の団体交渉を求める理由や趣旨・目的等を明らかにするよう求めたことは合理的であるといえ、組合がこれに応じず、会社が団体交渉に応じなかったことには正当な理由があったといえる。

Ⅰ　当事者

再審査申立人：スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合中京分会連合会名古屋・三国・岐阜分会（「組合」）（岐阜県美濃市）

再審査被申立人：ＪＸＴＧエネルギー株式会社（現ＥＮＥＯＳ株式会社）（「会社」）（東京都千代田区）

Ⅱ　事案の概要

１　本件は、会社が、組合からの「名古屋油槽所のロッカー室のキャビネット及び３号倉庫のキャビネット（以下「本件キャビネット」という。）の保管場所を議題とする団体交渉申入れ（以下「本件団交申入れ」という。）」に応じなかったことが労働組合法（以下「労組法」という。）第７条第２号の不当労働行為に該当するとして、救済申立てがあった事件である。

２　初審愛知県労委は、本件救済申立てを棄却したところ、組合は、これを不服として、

初審命令の取消しを求め、再審査を申し立てたものである。

Ⅲ　命令の概要

１　主文

本件再審査申立てを棄却する。

２　判断の要旨

⑴　会社が本件団交申入れに応じなかったことは、労組法第７条第２号の不当労働行為に当たるか。

①本件団交申入れは、組合に会社が雇用する組合員がいなくなってから７年余り経過した後にされたものである。②この間、本件キャビネットの便宜供与が継続されながらも、その返還に関する事項が会社と組合の上部組織との話合いでの交渉事項となっており、会社はそれに沿った文書を組合らに対して交付していた。また、③本件団交申入れの１年半以上前に行われた名古屋油槽所事務所の改装工事に伴って会社が同油槽所のロッカー室のキャビネットを一時的に移動した際にも組合は本件キャビネットを使用することができたのであり、組合による本件キャビネットの使用が妨げられたとの事情はない。そのような中で、④組合が、会社に対して本件キャビネットの「返還」ではなく、「保管場所」を議題とする団交の開催を求めた。これらのことからすれば、会社が、組合との団交を行う必要性や、本件キャビネットの「保管場所」について団交を行う必要性に疑問を持ち、かかる疑問を解消するために、組合に対し、文書により、団交を求める理由や趣旨・目的等を具体的に文書で明らかにするよう求めたことは、合理的であるといえる。そして、組合は、会社の上記要求の趣旨に沿った具体的な対応をしなかった。

さらに、組合が主張する「組合の直上組織と会社との間で、ロッカー室のキャビネットの設置場所について、名古屋油槽所事務所のレイアウト変更時に改めて協議することに合意した」ことについては証拠がなく、それが成立していたと認めることはできない。

これらの事情に照らせば、会社が本件団交申入れに応じなかったことには正当な理由があったといえる。

⑵　結論

上記⑴のとおり、本件団交申入れに会社が応じなかったことは不当労働行為に該当しないから、本件救済申立てには理由がない。

したがって、本件救済申立てを棄却した初審命令は相当であって、本件再審査申立てには理由がない。

【参考】

初審救済申立日　平成28年12月27日（愛知県労委平成28年(不)第７号）
初審命令交付日　令和元年10月11日（組合）、同月15日（会社）
再審査申立日　令和元年10月21日